○農林水産省告示第千九百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年六月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

静岡県島田市・榛原郡川根本町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

島田市・三根本町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁並びに島田市役所及び川根本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年六月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

静岡県浜松市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

浜松市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年六月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

静岡県周智郡森町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第六百二十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十五年六月十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

第1　起業者の名称　国土交通大臣

第2　事業の種類　一般国道203号山本地区歩道整備工事（佐賀県唐津市山本字高原地内から同市山本字小森地内まで）

第3　起業地

1　収用の部分　佐賀県唐津市山本字高原、字中尾、字日出来、字東山及び字小森地内

2　使用の部分　佐賀県唐津市山本字高原、字中尾、字日出来及び字小森地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、佐賀県唐津市山本字高原地内から同市山本字小森地内までの延長730mの区間（以下「本件区間」という。）における「一般国道203号山本地区歩道整備工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第3号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

一般国道203号（以下「本路線」という。）は、唐津市を起点とし、多久市、小城市を経由して佐賀市に至る延長約48kmの主要幹線道路である。

このうち、本件区間に係る本路線（以下「現道」という。）は、九州旅客鉄道山本駅（以下「山本駅」という。）前を通過し、周辺には住宅、中・高等学校等が存することから、地域住民の日常生活、通学等に広く利用されている。

しかしながら、現道は、歩道等が整備されていないことから、歩行者及び自転車通行者（以下「歩行者等」という。）は、路肩又は車道の通行を余儀なくされ、交通事故の危険にさらされるなど安全かつ円滑な交通が確保されていない状況にある。

また、現道は2車線の道路であるが、山本駅前には右折車線が整備されておらず、山本駅への右折車両が本線に滞留することにより直進車両の走行が阻害され、交通渋滞が生じている状況にある。

さらに、佐賀市方面へ向かう下り線側にはバス停車帯が設置されているが、バス停車帯として必要な加速・減速車線長が確保されていないことから、また、唐津市方面へ向かう上り線側にはバス停車帯が設置されておらず、路線バスが停車時に本線車道へはみ出していることから、円滑な自動車交通が阻害されている状況にある。

本件事業の完成により、歩道が整備され、歩行者等と自動車との交通が分離されるとともに、右折車線及びバス停車帯が整備され、本線交通流の円滑化が図られることから、歩行者等及び自動車の安全かつ円滑な交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成23年10月及び平成24年10月に環境影響評価法等に準じて、任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2)　失われる利益

上記の環境影響調査によると、本件区間内及びその周辺の土地において、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）及び環境省レッドリストにより、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は確認されていない。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が2箇所存在するが、起業者は、佐賀県教育委員会と協議を行い、記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。